

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人緑とくらしの学校
- 3 代表者の氏名
小菅 江美
- 4 主たる事務所の所在地
上越市大字滝寺251番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、豊かな自然と共に暮らす人々の知恵と技術を生かした体験活動を通して、地域の文化や豊かな自然を守り、次代を担う子どもたちの心の育成や現代社会に生きる人々のゆとりある生活、地域の活性化に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)～(6)</u> (略)</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>活動予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>活動決算</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) えちご田舎体験にかかわる交流事業</u></p> <p><u>(5)～(7)</u> (略)</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。